

伊勢崎市史編さん委員会条例

(設置)

第1条 伊勢崎市史（以下「市史」という。）の編さんを円滑に推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊勢崎市史編さん委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、伊勢崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、市史の編さんに関する基本方針及び基本計画の策定その他市史の編さんに関し必要な事項について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育、文化、産業等の関係機関又は関係団体の代表者
- (3) 市職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役職により委員となった者がその職を失ったときは、委員を退任したものとみなす。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長には教育委員会教育長（以下「教育長」という。）を、副委員長には教育長が指名した者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第1項の規定にかかわらず、会議を招集する時間的余裕がない、又は天災その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めたときは、会議を省略し、書面による協議に付することができる。

（関係者の出席等）

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、市史の編さんに関する事務を担当する課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

（伊勢崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 伊勢崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第41号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）